

鬼北町人事行政の運営等の状況について

鬼北町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年鬼北町条例第193号）の規定に基づき、令和3年度における鬼北町の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

令和4年12月26日

鬼北町長 兵頭 誠 亀

イ 技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
鬼北町	54.5歳	315,268円	342,535円	332,435円
愛媛県	54.8歳	333,400円	368,171円	345,960円
国	50.9歳	286,947円	—	328,603円
類似団体	50.0歳	270,035円	296,887円	281,129円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

② 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	鬼北町	愛媛県	国	
一般行政職	大学卒	186,427円	189,643円	182,200円
	高校卒	153,564円	155,674円	150,600円
技能労務職	高校卒	148,639円	148,639円	—
	中学卒	—	132,961円	—

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	経験年数10年～15年	経験年数15年～20年	経験年数20年～25年	
一般行政職	大学卒	260,797円	289,473円	343,173円
	高校卒	224,165円	262,908円	306,256円
技能労務職	高校卒	—	—	—
	中学卒	—	—	—

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

① 一般行政職の級別職員数の状況（令和4年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主 事	12	12.0
2級	主 査	11	11.0
3級	主 任	28	28.0
4級	係 長	20	20.0
5級	課 長 補 佐	18	18.0
6級	課 長	11	11.0
合 計		100	100.0

(注) 1 鬼北町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(4) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

鬼北町	愛媛県	国
1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,473千円	1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,509千円	—
(令和3年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40月分 1.90月分 (1.35)月分 (0.90)月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40月分 1.90月分 (1.35)月分 (0.90)月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

② 退職手当（令和4年4月1日現在）

鬼北町		愛媛県	
(支給率) 自己都合	勤奨・定年	(支給率) 自己都合	勤奨・定年
勤続20年 19.6695月分	24.586875月分	勤続20年 19.6695月分	24.586875月分
勤続25年 28.0395月分	33.27075月分	勤続25年 28.0395月分	33.27075月分
勤続35年 39.7575月分	47.709月分	勤続35年 39.7575月分	47.709月分
最高限度額 47.709月分	47.709月分	最高限度額 47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	—	その他の加算措置	—
定年前早期退職特例措置 1人当たり平均支給額 令和3年度	2%～20%加算 勤奨・定年 21,219千円	定年前早期退職特例措置 1人当たり平均支給額 令和3年度	2%～20%加算 勤奨・定年 21,624千円

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免状況

(単位：人)

区 分	採用	退 職			職員数	
		定 年	定年前	計	R3.4.1	R4.4.1
一般行政職	9	2	5	7	150	152
技能労務職	0	0	0	0	3	3
医療職	1	0	1	1	20	20
合 計	10	2	6	8	173	175

(注) 採用・退職は、令和3年4月2日から令和4年4月1日までの人数です。

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和3年	令和4年		
普通会計部門	議 会	2	2	0	
	総 務	35	34	△1	退職に伴う再任用短時間勤務職員配置による減
	税 務	9	9	0	
	民 生	45	49	4	欠員補充（保育士）に伴う増
	衛 生	13	13	0	
	農林水産	13	12	△1	退職者復職調整に伴う減
	商 工	3	3	0	
	土 木	7	7	0	
	計	127	129	2	
	教育部門	18	18	0	
小 計	145	147	0		
公営企業等計部門	病 院	10	10	0	
	水 道	5	5	0	
	下 水道	2	2	0	
	そ の 他	11	11	0	
	小 計	28	28	0	
合 計	173 (1) (95) [227]	175 (2) (95) [227]	2 (1) (0) [0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 [] 内は、条例定数の合計です。
3 () 内は再任用短時間職員、() 内はフルタイム会計年度任用職員の数で、外書きです。

(3) 年齢別職員構成の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	8人	13人	20人	17人	25人	11人	20人	18人	22人	19人	1人	175人
構成比	0.6%	4.6%	7.4%	11.4%	9.7%	14.3%	6.3%	11.4%	10.3%	12.6%	10.8%	0.6%	100.0%

2 職員の給与の状況

(1) 総括

① 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (3年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 2年度の人件費率
年度3	R4.3.31現在 9,643人	千円 8,716,976	千円 332,194	千円 1,610,467	% 18.5	% 17.1

② 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費			一人当たり 給与費 B/A	
		給料	職員手当	期末・勤勉手当		
年度3	人 145	千円 522,940	千円 70,944	千円 203,515	千円 797,399	千円 5,499

(注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
2 職員数は、令和3年4月1日現在の人数です。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
鬼北町	42.6歳	310,300円	376,843円	346,311円
愛媛県	43.3歳	321,600円	415,813円	352,408円
国	43.0歳	325,827円	—	407,153円
類似団体	41.7歳	298,866円	347,066円	324,778円

(6) 公営企業職員の状況

①水道事業

ア 職員給与費の状況

あ 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 2年度の総費用に占 める職員給与費比率
年度 3	千円 301,639	千円 92,150	千円 28,545	% 9.5	% 9.4

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計B	
年度 3	人 4	千円 16,878	千円 1,388	千円 4,188	千円 22,454	千円 5,614

- (注) 1 職員手当には退職手当金を含んでいません。
2 職員数は、令和3年4月1日現在の人数です。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
鬼 北 町	45.8 歳	351,631 円	467,810 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。
2 基本給は、給料及び扶養手当の合算額の平均です。

ウ 職員の手当の状況

あ 期末手当・勤勉手当

鬼北町	
1人当たり平均支給額(3年度)	1,047 千円
支給割合及び加算措置の状況は、一般行政職と同じです。	

い 退職手当の支給率等は、一般行政職と同じです。

う 時間外勤務手当

支給実績 (令和3年度決算)	361 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	120 千円
支給実績 (令和2年度決算)	356 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	119 千円

- (注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

え その他の手当

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政 職の制度と 異なる内容	支給実績 (3年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (3年度決算)
扶養手当	一般行政職と同じです。	同	—	599 千円	299,250 円
住居手当	一般行政職と同じです。	同	—	0 千円	0 円
通勤手当	一般行政職と同じです。	同	—	172 千円	42,890 円
管理職手当	一般行政職と同じです。	同	—	635 千円	317,700 円

②病院事業

ア 職員給与費の状況

あ 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 2年度の総費用に占 める職員給与費比率
年度 3	千円 894,273	千円 4,152	千円 91,169	% 10.2	% 8.7

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計B	
年度 3	人 5	千円 30,687	千円 38,952	千円 12,680	千円 82,319	千円 16,464

- (注) 1 職員手当には退職手当金を含んでいません。
2 職員数は、令和3年4月1日現在の人数です。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
鬼 北 町	48.2 歳	531,050 円	1,371,983 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。
2 基本給は、給料及び扶養手当の合算額の平均です。

ウ 職員の手当の状況

あ 期末手当・勤勉手当

鬼北町	
1人当たり平均支給額(3年度)	2,536 千円
支給割合及び加算措置状況は、一般行政職と同じです。	

い 退職手当の支給率等は、一般行政職と同じです。

う 時間外勤務手当

支給実績 (令和3年度決算)	0 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	0 千円
支給実績 (令和2年度決算)	0 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	0 千円

- (注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

③特殊勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	5,029 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	502,950 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度)	6.1 %		
手当の種類(手当数)	7 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業に従事	保健介護課・環境保全課職員	感染症菌の処理業務	日額1,000円
研究手当	医師(診療所) 医師(北宇和病院)	病理生理学の研究事務	月額500,000円の範囲内
緊急往診業務等手当	医師(診療所)	執務時間以外の緊急往診業務	月額100,000円
レントゲン技術従事手当	看護師	レントゲン作業従事	月額1,500円
病理細菌取扱手当	看護師	病理細菌取扱業務	月額1,500円
野犬等処理手当	環境保全課職員	野犬等処理業務	死体処理等1件300円
行路死人処理手当	町民生活課職員	行路死人の死体処理	1体3,000円

④時間外勤務手当

支給実績 (令和3年度決算)	21,175 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	162 千円
支給実績 (令和2年度決算)	18,929 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	153 千円

⑤その他の手当

手当名	内容及び支給単価	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 〔満15歳に達する日後の最初の年 度初めから満22歳に達する日以 降の最初の年度末までの子1人に つき、5,000円加算〕	同	—	16,330 千円	241,033 円
住居手当	自ら居住するための住宅等を借り受 け、家賃等を支払っている職員等に 支給 (月額12,000円を超えるとき) 支給限度額 27,000円	同	—	9,085 千円	275,324 円
通勤手当	交通機関等利用者で片道2km以上 支給限度額 55,000円 自動車等使用者で片道2km以上 通勤距離に応じて 2,500円～47,200円	異	国は60km 未満で 2,000円～ 24,500円	7,410 千円	84,449 円
単身赴任 手当	公署を異にする異動等に併い単身で 生活することとなった職員に対して 支給 ※加算額は、配偶者住宅との距離に応じて 8,000円～70,000円	同	—	360 千円	360,000 円
日直手当	勤務1回につき4,200円	同	—	1,078 千円	10,441 円
管理職 手当	診療所長 97,600円～142,800円 課長級 42,900円～52,400円 課長補佐級 31,500円	同	—	15,972 千円	476,794 円
初任給 調整手当	欠員の補充が困難であると認められ る医師に新たに採用された職員 支給限度額 414,300円	同	—	3,778 千円	3,778,800 円
管理職員 特別勤務 手当	管理職手当支給対象職員が緊急時等 の休日等に勤務した場合 1種から3種の職員で 6,000円～10,000円	同	—	281 千円	8,388 円

⑥地域手当

地域手当は、民間賃金の地域間格差を適切に反映するため、東京都特別区及び大阪府大阪市に勤務する職員に対して支給しているものです。

支給実績(令和3年度決算)	0 千円		
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	0 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員	国の支給率
東京都(特別区)	20%	—	20%
大阪府(大阪市)	16%	—	16%

(5) 特別職の報酬等の状況 (令和4年4月1日現在)

区 分	給 料 月 額 等		
	給料	報 酬	期 末 手 当
町 長	731,000 円	240,000 円 188,000 円 173,000 円	(令和3年度支給割合) 3.25 月分
副町長	584,000 円		
教育長	520,000 円		
議 長	240,000 円	(令和3年度支給割合) 3.25 月分	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
副議長	188,000 円		
議 員	173,000 円		
町 長	(令和3年度支給割合) 3.25 月分		
副町長	(令和3年度支給割合) 3.25 月分		
教育長	(令和3年度支給割合) 3.25 月分		
議 長	(令和3年度支給割合) 3.25 月分		
副議長	(令和3年度支給割合) 3.25 月分		
議 員	(令和3年度支給割合) 3.25 月分		
備 考			
町 長	給料月額×在職月数×0.46	16,140,480 円	退職の翌月
副町長	給料月額×在職月数×0.27	7,568,640 円	退職の翌月
教育長	給料月額×在職月数×0.20	4,992,000 円	退職の翌月

- (注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

5 職員の服務の状況

(1) 服務とは

服務とは、組織の中で守るべき基本的義務のことで、服務規律は、国、地方公共団体、民間企業を問わず、ほとんどの組織で設けられています。

公務員は、憲法第15条第2項が「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」、また、地方公務員法第30条が「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しているように、その立場や職務の特殊性から、勤務時間外あるいは職場外における規制や退職後にも及び規制など、民間企業にはみられないような特別な規制が法律によって課せられています。服務の具体的な内容は、地方公務員法で次のようなものが定められています。

- | | |
|-----------------------|------|
| ① 服務の宣誓 | 第31条 |
| ② 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 | 第32条 |
| ③ 信用失墜行為の禁止 | 第33条 |
| ④ 秘密を守る義務 | 第34条 |
| ⑤ 職務に専念する義務 | 第35条 |
| ⑥ 政治的行為の制限 | 第36条 |
| ⑦ 争議行為等の禁止 | 第37条 |
| ⑧ 営利企業等の従事制限 | 第38条 |

(2) 鬼北町の状況（令和3年度）

職員に対して、「交通ルールの遵守」、「適正な綱紀粛正の取組」、「年末年始における服務規律の確保」等を通知し、公務員として責任ある行動を取るよう周知徹底しました。

また、補助金など公金の取り扱いについても、住民の信頼を損ねることのない適正な取り扱いをすることなど、服務規律の確保について周知徹底しました。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

鬼北町では、全体の奉仕者としてふさわしい人格教養と職務遂行に必要な知識及び技能を修得させるため、鬼北町職員研修規則に基づき研修を実施しています。

(1) 研修の状況（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

区分	研修名称	参加人数等
一般研修	・不当要求防止責任者講習	17人
	・災害時対応研修	154人
	・行政サービス向上7ヵ所について ・官製談合防止法・独占禁止法研修	132人 55人
専門研修	・新規採用職員研修会	14人
	・採用予定者事前研修会	8人
派遣研修	・令和3年度町職員研修会	19人
	・市町係長級研修	4人
職場研修	・職場内研修	全職員

(2) 勤務成績の評定の状況

地方公務員法に基づいて、これまでの勤務成績評定を改め、鬼北町職員の人事評価実施規程を作成し、勤務成績の評定を行っています。

評定結果は、勤労手当への反映、昇任・人事管理の基礎資料とし、公務効率の発揮及び増進を図っていきます。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度に係る負担金の状況（全会計）

職員の心身の健康保持及び公務効率を促進させるための福利厚生制度には、病気・負傷などの短期給付と退職後の生活安定を図る長期給付等があります。

区分	令和3年度決算
愛媛県市町村職員共済組合負担金	226,129千円
愛媛県市町村互助会負担金	1,566千円
職員組合への福利厚生事業補助金	500千円
法定検診の受診者	75人
人間ドック等の受診者	101人

(2) 公務災害、通勤災害の状況（全会計）

公務において職員が傷病を負ったり死亡した場合に補償される制度です。

区分	令和3年度決算
公務災害補償基金負担金	1,089千円
公務災害の認定件数	1件
通勤災害の認定件数	0件

(3) 安全衛生について

労働安全衛生法に基づき、職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため衛生委員会を設置しています。衛生委員会の構成は、衛生管理者と各課等から選出した委員の合計14名です。

(4) 勤務条件に関する措置要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、愛媛県人事委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができます。

令和3年度の措置要求件数 0件

(5) 不利益処分に関する不服申し立ての状況

職員は、懲戒処分等その意に反すると認められる不利益な処分を受けたときは、愛媛県人事委員会に対して、不服申し立てをすることができるとされています。

令和3年度の不服申し立て件数 0件

え その他の手当

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(3年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)
扶養手当	一般行政職と同じです。	同	—	1,176千円	294,000円
住居手当	一般行政職と同じです。	同	—	0千円	0円
通勤手当	一般行政職と同じです。	同	—	98千円	97,200円
管理職手当	一般行政職と同じです。	同	—	0千円	0円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間（令和4年4月1日現在）

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	7時間45分	午前8時30分	午後5時15分	60分	土・日曜日

(注) 1 所属所によっては、始業、終業、週休日等上記と異なる場合があります。
2 町民生活課窓口については、交替で休憩しています。

(2) 休暇

ア 休暇の種類

種類	休暇の概要、取得の要件等	取得可能日数等
有給休暇	年次有給休暇 一年ごとにおける休暇で、希望する時期に理由を問われることなく取れる。	・一暦年につき20日（20日以内の繰越有り）
有給休暇	病気休暇 負傷又は疾病のため療養する必要がある場合の休暇	・公務災害、通勤災害の場合は、必要と認められる期間 ・結核性疾患は1年、その他の負傷又は疾病は90日を超えない範囲で必要と認められる期間
	特別休暇 特別の事由により勤務しないことが相当である場合の休暇で、勤務しないことがやむを得ないと認められ、かつ条例等で規定されていること。	(主な休暇と期間) ・産前休暇：8週間以内に出産予定の女子職員が申し出た場合に、出産日までの申し出た期間 ・産後休暇：出産日の翌日から8週間 ・忌引：親族が死亡した場合は、7日以内の期間 ・その他、選挙権の行使、結婚、ボランティア活動に参加する場合等がある。
無給休暇	介護休暇 2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合の休暇	介護を必要とする一継続する状態ごとに、連続する6月の範囲内において必要と認められる期間

イ 年次有給休暇の取得状況（各年1月1日～各年12月31日）

	平均取得日数	取得率
令和3年	8.5日	22.8%
令和2年	9.7日	24.9%

(3) 育児休業等

地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、鬼北町職員の育児休業等に関する条例を制定しています。

育児休業は、職員が任命権者の承認を受けて、3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日までの期間を限度として、職務に従事しないことを可能とする制度です。

部分休業は、職員が任命権者の承認を受けて、3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日まで、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて2時間を超えない範囲内で30分を単位として職務に従事しないことを可能とする制度です。

なお、育児休業期間は無給、部分休業期間の給与は減額となります。

育児休業等の取得状況（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

区分	男性	女性	合計
育児休業取得者数	0人	9人	9人
うち新規取得者数	0人	7人	7人
育児部分休業取得者数	0人	1人	1人
うち新規取得者数	0人	0人	0人

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分

分限処分とは、職員が職務を十分に果たし得ない場合に、公務の効率の維持及びその適正な運営の確保を目的としてなされる不利益処分、重いものから、免職、降任及び休職があります。

令和3年度における分限処分は1件です。

(2) 懲戒処分

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対し道義的責任を問うことで規律と公務遂行の秩序を維持することを目的としてなされる処分、重いものから、免職、停職、減給及び戒告があります。

令和3年度における懲戒処分の内訳は2件です。